

千曲衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
千曲衛生施設組合長

千曲衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、千曲衛生施設組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員並びに女性の活躍の推進に向けた体制整備等

千曲衛生施設組合では、組織全体で継続的に女性職員並びに女性の活躍を推進するため、庶務課において、本計画の実施状況、達成状況を分析し場長を中心に評価等の協議を行う。

3 女性職員並びに女性の活躍の推進に向けた目標

目 標	取組内容等
採用する女性職員の割合を 30%以上とする。	次期職員の採用に当たって、女性受験者数拡大のための、積極的な広報を展開する。
令和 7 年度までに職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間を 20 時間以内とする。	令和 3 年度より事務の計画的効率化をはかり、特に午前の仕事の配分を多くする。
令和 7 年度までに育児休業の取得率を対象職員の 30%以上とする。	令和 3 年度より組織としてイクメン宣言など男性職員の育児参画を進める。
令和 7 年度まで対象となる男性職員の配偶者出産休暇の取得日数を 1 件あたり 5 日以上とする。	令和 3 年度より管理職員を対象とした意識改革や職場マネジメントに関する研修を行う。
令和 7 年度までに年次有給休暇の平均取得日数を年間 12 日以上とする。	令和 3 年度より時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。